

県北広域振興局長告示第2号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年1月11日

県北広域振興局長 松岡 博

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
二戸市石切所字穴切37番4及び37番6	24.34	6.00	平成24年12月19日

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部二戸土木センター及び二戸市役所に備えておいて縦覧に供する。